

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月12日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第39号

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則（平成18年香川県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>1</u> この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>2</u> 条例附則第5項の知事が幼稚園教員免許状を有し、又は保育士である者と同等の知識及び経験を有すると認める者の数は、開園時間において教育及び保育に従事する職員の総数から利用定員に応じて条例別表の第2の(1)の規定により置くものとされる職員の数を減じて得た数を超えてはならないものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。